

## ○三重県市町村職員共済組合物資供給規則

〔昭和44年1月20日〕  
三職共規則第7号

**改正** 昭和57年2月25日三職共規則第2号 昭和58年5月31日三職共規則第4号  
昭和59年2月23日三職共規則第4号 昭和62年6月1日三職共規則第8号  
昭和63年2月29日三職共規則第1号 平成元年5月31日三職共規則第3号  
平成7年7月27日三職共規則第9号 平成7年9月25日三職共規則第12号  
平成10年2月23日三職共規則第4号 平成11年2月23日三職共規則第6号  
平成12年6月29日三職共規則第2号 平成14年5月27日三職共規則第8号  
平成18年2月21日三職共規則第3号 平成19年2月20日三職共規則第5号  
平成19年9月27日三職共規則第9号 平成22年5月26日三職共規則第7号  
平成23年2月23日三職共規則第2号 平成27年9月29日三職共規則第6号  
平成29年12月26日三職共規則第8号 令和3年4月30日三職共規則第3号  
令和4年9月29日三職共規則第6号

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規則は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)第112条第1項第5号及び三重県市町村職員共済組合法第39条に基づき組合員の需要する生活必需物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

(財源)

**第2条** この規則による事業の財源は、貯金経理からの借入金をもって充てる。

### 第2章 物資の供給

(供給の方法)

**第3条** 物資の供給は、理事長が契約する業者(以下「契約業者」という。)による通信販売、巡回販売又は店頭販売により行う。

(販売の方法及び価格)

**第4条** 物資の販売は、現金販売及び月賦販売とする。

- 2 現金販売は、物資購入組合員(以下「購入者」という。)と契約業者の当事者間で行う。
- 3 理事長は、月賦販売(以下「月賦」という。)について、月賦販売価格、代金の払込期間、払込金額その他必要な事項を指定しなければならない。この場合において、月賦販売価格は償還回数に応じ、年1.24パーセントの利息に相当する額を加えた額とする。
- 4 前項による代金の払込期間は、96月以内とする。ただし、払込金額が少額のときは、一時に払込みを受けることができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、任意継続組合員である購入者の代金の払込期間は、1月以内とする。

**第5条** 削除

(月賦の限度)

**第6条** 月賦による物資の購入は、購入物資の月賦金額の合算額（1回払いによる額を除く。）が、その者の給料（三重県市町村職員共済組合貸付規則（昭和46年三職共規則第7号。以下「貸付規則」という。）第5条及び三重県市町村職員共済組合貸付規程（昭和46年三職共規程第1号）第15条に規定する給料又は報酬をいう。以下この項において同じ。）の3割に相当する額を超えない範囲とする。ただし、貸付規則に基づく月賦償還金及び金融機関等からの借入金に対する月賦償還金を有する者にあつては、当該償還金の額を加えた額が、その者の給料の3割に相当する額を超えない範囲とする。

(購入の申込み)

**第7条** 組合員は、月賦により物資を購入しようとするときは、理事長が別に定める購入票に所定の事項を記入し署名のうえ所属所長に提出しなければならない。

2 所属所長は、前項の購入票を受領したときは、その記載事項を確認のうえ、理事長に送付しなければならない。ただし、巡回販売及び店頭販売にあつては契約業者を経て提出することができる。

3 ガソリン類の購入については、クレジット加入申込書に基づきクレジットカードを発行するものとし、当該カードを提出し購入するものとする。

**第8条** 削除

(受領確認)

**第9条** 購入者は、物資を受領したときは、直ちに理事長が別に定める受領確認書を契約業者を経て理事長に提出しなければならない。ただし、第7条第3項の規定により物資を購入した場合はこの限りでない。

### 第3章 購入代金の払込み

(購入代金払込手続き)

**第10条** 購入者の給与支給機関は、給与支給日に購入者の給与から、当該購入代金を控除して理事長へ払込むものとする。

2 前項の規定による控除は、理事長が送付する購入代金、払込期間など所定の事項を記載した物資購入代金払込内訳書に基づいて行う。

3 購入者は、給与の全部又は一部が支給されないため第1項による購入代金の控除が行われなるときは、理事長が別に定める払込書により、所属所長を経て理事長に払込むものとする。

(購入代金の即時払込み)

**第11条** 理事長は、購入者が次の各号のいずれか一に該当するに至ったときは、直ちに当

該所属所長を通じて購入者に対し、購入代金未払残額の即時払込みを命じなければならない。

- (1) 組合員の資格を失ったとき。
- (2) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
- (3) その他この規則に違反したとき。

2 理事長は、購入者から物資購入代金の払込みを受けることが困難であると認めたときは、当該地方公共団体又は組合から受ける給与又は給付等から控除するものとする。

#### 第4章 雑則

(細則)

**第12条** この規則で定めるもののほか、物資の供給に関し必要な事項及びこの規則に定める様式の改廃は、理事長の定めるところによる。

#### 附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和57年2月25日三職共規則第2号)

(施行期日)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和58年5月31日三職共規則第4号)

1 この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

2 この規則による改正前の三重県市町村職員共済組合物資供給規則第8条の規定による連帯保証人に係る連帯保証債務は、施行日以後免除するものとする。

**附 則** (昭和59年2月23日三職共規則第4号)

(施行期日)

この規則は、昭和59年4月1日から施行し、同年5月1日以後新たに購入代金の払込みを開始するものから適用する。

**附 則** (昭和62年6月1日三職共規則第8号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行し、同年5月1日以後新たに購入代金の払込みを開始するものから適用する。

**附 則** (昭和63年2月29日三職共規則第1号)

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則** (平成元年5月31日三職共規則第3号)

この改正は、平成元年6月1日から施行する。

**附 則** (平成7年7月27日三職共規則第9号)

- 1 この規則は、平成7年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三重県市町村職員共済組合物資供給規則の規定は、理事長が別に定める者を除き、この規則による施行日前の三重県市町村職員共済組合物資供給規則の適用者についても適用する。

**附 則** (平成7年9月25日三職共規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。  
(利息に相当する額を算出する率に関する経過措置)
- 2 三重県市町村職員共済組合物資供給規則(以下「物資供給規則」という。)附則第2項の規定は、平成7年10月1日(以下「適用日」という。)前の払込み開始の月賦販売に係る適用日の前日における購入代金未払残額に係る適用日以後に払込み期日の到来する購入代金未払残高については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)附則第3条の2に規定する特例期間のうち資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令(昭和62年政令第32号)第1条第6号に掲げる利率(以下「資金運用部預託金利率」という。)が年5.25パーセント以下の間が終了した日の属する月の末日又は物資供給規則附則第2項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日(以下「特例期間等の終了の日」という。)以前の払込み開始の月賦販売に係る特例期間等の終了の日後の購入代金未払残高については、物資供給規則第4条第3項に規定する率を適用する。

**附 則** (平成10年2月23日三職共規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年3月1日から施行する。  
(利息に相当する額を算出する率に関する経過措置)
- 2 三重県市町村職員共済組合物資供給規則(以下「物資供給規則」という。)附則第2項の規定は、平成10年3月1日(以下「適用日」という。)前に払込みが開始される月賦販売に係る適用日の前日における購入代金未払残額に係る適用日以後に払込み期日の到来する購入代金未払残額についても適用し、適用日前に払込み期日の到来する購入代金未払残額については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)附則第3条の2に規定する特例期間のうち資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令(昭和62年政令第32号)第1条第6号に掲げる利率(以下「資金運用部預託金

利率」という。)が年5.25パーセント以下の間が終了した日の属する月の末日又は物資供給規則附則第2項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日(以下「特例期間等の終了の日」という。)以前に払込みが開始される月賦販売に係る購入代金の特例期間等の終了の日後の購入代金未払残額については、物資供給規則第4条第3項に規定する率を適用する。

**附 則** (平成11年2月23日三職共規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年3月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三重県市町村職員共済組合物資供給規則(以下「物資供給規則」という。)第4条第1項及び第4項、第7条第1項、第9条の規定は平成11年4月1日以後新たに購入代金の払込みを開始するものから適用し、同日前に払込みを開始したのものについては、なお従前の例による。

(利息に相当する額を算出する率に関する経過措置)

- 3 改正後の物資供給規則附則第2項の規定は、平成11年3月1日(以下「適用日」という。)前に払込みが開始される月賦販売に係る適用日の前日における購入代金未払残額に係る適用日以後に払込み期日の到来する購入代金未払残額についても適用し、適用日前に払込み期日の到来する購入代金未払残額については、なお従前の例による。
- 4 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)附則第3条の2に規定する特例期間のうち資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令(昭和62年政令第32号)第1条第6号に掲げる利率(以下「資金運用部預託金利率」という。)が年3.75パーセント以下の間が終了した日の属する月の末日又は物資供給規則附則第2項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日(以下「特例期間等の終了の日」という。)以前に払込みが開始される月賦販売に係る購入代金の特例期間等の終了の日後の購入代金未払残額については、物資供給規則第4条第3項に規定する率を適用する。

**附 則** (平成12年6月29日三職共規則第2号)

この規則は、平成12年7月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

**附 則** (平成14年5月27日三職共規則第8号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

**附 則** (平成18年2月21日三職共規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月21日から施行し、平成17年11月10日から適用する。  
(利息に相当する額を算出する率に関する経過措置)
- 2 平成17年度から平成20年度までの各年度における第4条第3項の規定の適用については、第4条第3項中「年3.34パーセント」とあるのは「年3.34パーセント(平成17年度にあつては年2.14パーセント、平成18年度にあつては年2.44パーセント、平成19年度にあつては年2.74パーセント、平成20年度にあつては年3.14パーセント)」とする。
- 3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における附則第2項の規定の  
「(1) 財政融資資金利率が年2.75パーセントを超え年3.2  
適用については、同項中 (2) 財政融資資金利率が年2.25パーセントを超え年2.75  
(3) 財政融資資金利率が年2.25パーセント以下である場  
パーセントを下回っている場合 年3.14パーセント  
パーセント以下である場合 年2.64パーセント」とあるのは、「財政融資資金  
合 年2.14パーセント  
利率が年2.3パーセントを下回っている場合 年2.14パーセント」とする。
- 4 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における附則第2項の規定の  
「(1) 財政融資資金利率が年2.75パーセントを超え年3.2  
適用については、同項中 (2) 財政融資資金利率が年2.25パーセントを超え年2.75  
(3) 財政融資資金利率が年2.25パーセント以下である場  
パーセントを下回っている場合 年3.14パーセント 「(1) 財政融資資  
パーセント以下である場合 年2.64パーセント」とあるのは、(2) 財政融資資  
合 年2.14パーセント  
金利率が年2.25パーセントを超え年2.6パーセントを下回っている場合 年2.64パ  
金利率が年2.25パーセント以下である場合 年2.14パーセント  
ーセント」とする。  
」
- 5 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における附則第2項の規定の  
「(1) 財政融資資金利率が年2.75パーセントを超え年3.2  
適用については、同項中 (2) 財政融資資金利率が年2.25パーセントを超え年2.75  
(3) 財政融資資金利率が年2.25パーセント以下である場  
(-350)  
パーセントを下回っている場合 年3.14パーセント 「(1) 財政融資資  
パーセント以下である場合 年2.64パーセント」とあるのは、(2) 財政融資資

合 年2.14パーセント  
」 (3) 財政融資資  
金利率が年2.75パーセントを超え年3.0パーセントを下回っている場合 年3.14パ  
ーセント  
金利率が年2.25パーセントを超え年2.75パーセント以下である場合 年2.64パーセ  
ン  
金利率が年2.25パーセント以下である場合 年2.14パーセント  
ント とする。

」

- 6 改正後の三重県市町村職員共済組合物資供給規則(以下「物資供給規則」とい  
う。)附則第2項の規定は、平成17年11月10日(以下「適用日」という。)前に払込  
みが開始される月賦販売に係る適用日の前日における購入代金未払残額に係る適  
用日以後に払込み期日の到来する購入代金未払残額についても適用し、適用日前  
に払込み期日の到来する購入代金未払残額については、なお従前の例による。
- 7 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)  
附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法(昭和26年法律第100  
号)第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預  
託金に係るもの(以下「財政融資資金利率」という。)が年3.2パーセントを下回っ  
ている間が終了した日の属する月の末日又は物資供給規則附則第2項に規定する  
当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日(以下「特例期間等の終了の  
日」という。)以前に払込みが開始される月賦販売に係る購入代金の特例期間等の  
終了の日後の購入代金未払残額については、物資供給規則第4条第3項に規定す  
る率を適用する。

**附 則**(平成19年2月20日三職共規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**(平成19年9月27日三職共規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。  
(改正附則の一部改正)
- 2 三重県市町村職員共済組合物資供給規則の一部を改正する規則(平成18年三職  
共規則第3号)附則第3項から第7項を削る。  
(利息に相当する額を算出する率に関する経過措置)
- 3 平成20年1月1日から平成20年6月30日までの間における附則第2項の規定の  
適用については、同項第1号中「2.4パーセント」とあるのは「2.2パーセント」と、

「3.2パーセント」とあるのは「2.6パーセント」とし、同項第2号中「2.4パーセント」とあるのは「2.2パーセント」と、「2.54パーセント」とあるのは「2.34パーセント」とする。

- 4 平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間における附則第2項の規定の適用については、同項第1号中「3.2パーセント」とあるのは「3.0パーセント」とする。
- 5 改正後の三重県市町村職員共済組合物資供給規則（以下「物資供給規則」という。）附則第2項の規定は、平成20年1月1日（以下「施行日」という。）前に払込みが開始される月賦販売に係る施行日の前日における購入代金未払残額に係る施行日以後に払込み期日の到来する購入代金未払残額についても適用し、施行日前に払込み期日の到来する購入代金未払残額については、なお従前の例による。
- 6 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.2パーセントを下回っている間を終了した日の属する月の末日又は物資供給規則附則第2項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に払込みが開始される月賦販売に係る購入代金の特例期間等の終了の日後の購入代金未払残額については、物資供給規則第4条第3項に規定する率を適用する。

**附 則**（平成22年5月26日三職共規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。  
（利息に相当する額を算出する率の特例）
- 2 改正後の三重県市町村職員共済組合物資供給規則（以下「物資供給規則」という。）附則第2項の規定は、平成22年7月1日（以下「適用日」という。）前に払込みが開始される月賦販売に係る適用日の前日における購入代金未払残額に係る適用日以後に払込期日の到来する購入代金未払残額についても適用し、適用日前に払込期日の到来する購入代金未払残額については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預

託金に係るもの(以下「財政融資資金利率」という。)が年4.1パーセントを下回っている間を終了した日の属する月の末日又は物資供給規則附則第2項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日(以下「特例期間等の終了の日」という。)以前に払込みが開始される月賦販売に係る購入代金の特例期間等の終了の日後の購入代金未払残額については、物資供給規則第4条第3項に規定する率を適用する。

**附 則** (平成23年2月23日三職共規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年9月29日三職共規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(利息に相当する額を算出する率の特例)

- 2 改正後の三重県市町村職員共済組合物資供給規則(以下「物資供給規則」という。)附則第2項の規定は、平成27年10月1日(以下「適用日」という。)前に払込みが開始される月賦販売に係る適用日の前日における購入代金未払残額に係る適用日以後に払込期日の到来する購入代金未払残額についても適用し、適用日前に払込期日の到来する購入代金未払残額については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの(以下「財政融資資金利率」という。)が年4.2パーセントを下回っている間を終了した日の属する月の末日又は物資供給規則附則第2項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日(以下「特例期間等の終了の日」という。)以前に払込みが開始される月賦販売に係る購入代金の特例期間等の終了の日後の購入代金未払残額については、物資供給規則第4条第3項に規定する率を適用する。

**附 則** (平成29年12月26日三職共規則第8号)

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

- 2 改正後の三重県市町村職員共済組合物資供給規則(以下「物資供給規則」という。)第4条第3項の規定は、平成30年1月1日(以下「施行日」という。)前に払込みが開始される月賦販売に係る施行日の前日における購入代金未払残額に係る施行日以後に払込期日の到来する購入代金未払残額についても適用し、施行日

前に払込期日の到来する購入代金未払残額については、なお従前の例による。

**附 則** (令和3年4月30日三職共規則第3号)

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

**附 則** (令和4年9月29日三職共規則第6号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。